

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第3回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年11月24日（水）10：00～12：00
- 場 所：総務省601会議室
- 出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、坂邊委員
菅原委員、関川委員、森田委員、財務省公会計室
東京都会計管理局、東京都財務局、大阪府会計局
平嶋大臣官房審議官、飯島財務調査課長 他

【議題】

- (1) 国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議状況について
- (2) 東京都の公会計の現状について
- (3) その他

【配付資料】

- 資料1-1 I P S A S B 会議報告（2010.11 ジャカルタ）
- 資料1-2 I P S A S B 会議資料（2010.11 ジャカルタ）

- 資料2-1 東京都の公会計の現状
- 資料2-2 東京都における新たな公会計制度の活用
- 資料2-3 東京都会計基準の考え方

【概要】

- 伊澤委員、関川委員より資料1-1～1-2について説明（概要）
 - ・ 11月1日から4日まで、インドネシアで国際公会計基準審議会が開催され、概念フレームワークに関しては、第1フェーズにおいて、「目的利用者と情報ニーズ、質的特徴、報告主体」に関するED案が承認され、2010年12月に公開草案が発行される予定。第2フェーズにおいては、「構成要素と認識」のCP案が承認され、同年12月にCPが発行される予定。第3フェーズにおいて、「測定」のCP案が承認され、同年12月にCPが発行される予定。第4フェーズでは「表示及び開示」に関する主要論点について討議が行われた。
 - ・ 公共財政持続可能性報告の適用については、任意ガイドラインとして作成予定である。
 - ・ サービス譲許契約、サービス業績報告について論点整理を行っている。主体の統合について検討するためのプロジェクト要約を作成した。

(出席者からの主な意見・質疑)

- ・ 概念フレームワークの第1フェーズが承認されると、民間の質的特徴と異なる質的特徴を公的セクターが持つことになり、両者のフレームワークを変えることになるが、変える理由は何か。
- 概念フレームワークプロジェクトはIASBの概念フレームワークを修正するアプローチをとっていないので、IASBと異なる結論とした理由は公式には説明されていない。IASBでは、忠実な表現と目的適合性を基本的特徴に、その他のものを補強的特徴というように2段階に位置づけている。IPSASBのフレームワークでは、2段階とすると理解可能性や適時性の位置づけが低いと受け取られかねないという議論があって現在の方式になっている。

○東京都、鵜川委員より資料2-1～2-3について説明

(概要)

- ・ 東京都では、平成11年に貸借対照表の試作を始め、13年からは決算組替方式にて作成する「機能するバランスシート」により17年度決算まで作成したが、作成に時間を要するなどのことから18年度から複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を導入。
- ・ 東京都会計基準の特色は、従来の官庁会計や企業会計と整合性を持ったものであり、現行の自治法の枠組み内での複式簿記・発生主義を導入するなど、実務に即した会計基準となっている。
- ・ 新公会計制度導入の成果は、財務諸表によって説明責任の充実、マネジメントとして事業評価、債権・財産管理の適正化、職員のコスト意識改革があげられる。
- ・ 運用における課題として、実務上の実例に対応する形での会計基準の定期的な見直し、台帳などの精度向上、異動が頻繁に行われる中での会計に習熟した人材の育成が考えられる。
- ・ 財務諸表から得られるストック情報、フルコスト情報をどのような目的のために活用するかが重要であり、東京都では、当初、財政再建の取組みの中で財務諸表から得られる情報を活用した。
- ・ 決算組替え式の財務諸表では、迅速な作成が困難であり、また、一部事業の分析のみしか出来なかった。そのため、新たな公会計制度を導入し、複式簿記・発生主義で日々仕訳をすることにより、公表時期の前倒しが可能となり、次年度の予算編成に財務諸表の情報を活用できるようになった。
- ・ 財務諸表の活用により、他会計借入金などの「隠れ借金」を把握したり、施設の老朽化度合から更新時期に備えた基金の積み立てることが可能となり、また、債権管理の更なる適正化にもつながった。
- ・ 現在、説明責任の充実とマネジメントの強化のために財務諸表を活用している。説明責任の充実としては、年次財務報告書を公表して、財務4表の数字と共に経年での分析も示している。また、マネジメントの強化としては、

予算編成の一環として行っている事業評価の中で、新たな公会計制度を活用した分析などを行っている。

- ・ 東京都の会計基準は、企業会計をもとにしているが、自治体固有の課題は I P S A S や英国、米国などの基準を参考に検討し策定された。
- ・ 有形固定資産の再評価に関しては、日本の企業会計の考え方をベースにしており、原価モデルを採用している。インフラ資産は、企業会計にはないため、英国及び米国の基準を参考にして区分計上している。そのうち道路等は取替法（更新会計）を採っている。
- ・ 税金については、当時 I P S A S には基準がなかったため、I F A C ・ P S C の研究報告、海外事例等を参考に収益という扱いにしている。
- ・ 各国において I P S A S やその国の企業会計を採用する理由としては、一からの基準策定の手間を省く、I P S A S の知識の活用、その国の会計法が企業会計を基本としていることが理由となっている。
- ・ 東京都では、地方自治法に基づいた現金主義の予算・決算とは別に新たな財務報告として発生主義による財務諸表を作成している。海外では、予算に発生主義を導入している国は英国等で数少なく、東京都と同様のデュアルシステムを取り入れている国が多い。したがって発生主義的な発想をどこまで予算や財政に反映できるかが今後の課題である。

（出席者からの主な意見・質疑）

- ・ 財務書類からでた事業評価の結果を、例えば人事考課というものに活用しているのか。
 - そこまで至っていない。
- ・ 日々仕訳による財務書類作成を行っているのであれば、月次決算や四半期決算での財務書類作成も行っているのか。
 - 各局では個別にやっているかもしれないが、財務諸表については財務当局からそのような報告を要請していない。
- ・ 当初の決算組替方式はどのようなものなのか。
 - 個々の仕訳を積み上げるのではなく、決算が出てから、その数字を、財務諸表作成の基準にあてはめて一つ一つ組み替えていった。
- ・ システム導入の費用対効果についてどのように考えているのか。
 - もともとのシステムに非常に費用がかかっていたので、ダウンサイジングを行ったため5年くらいで回収できる。
- ・ 台帳整備の照合作業の負担はどれくらいか。
 - 初年度は、作業負担が大きかったが、現在は4年目に入り職員にも資産ができた段階で台帳に登録しないといけないという意識が出てきたため決算時の負担は減っている。
- ・ 財務諸表の監査の対象やどの程度まで監査を行うのか、また監査体制はどうなっているのか。他の自治体へのアドバイスはないか。

- 一般会計、特別会計を監査対象としており、もともと発生主義会計であり自治法上の決算審査があることから公営企業会計は対象としていない。監査事務局に公認会計士の資格を持つ職員がいる。また各部局とも2~3名の職員により対応している。監査マニュアルは内部で設けているものの、公表していない。
- ・ 財務諸表導入後、予算編成等において議会による反応に変化はあったのか。
- 議会の質疑でも取り上げられてきているなど、意識は明らかに変わってきていると認識している。
- ・ 個別事業毎の財務諸表はどれくらいつくり、どのように公表しているのか。また、人件費の事業別把握は出来ているのか。
- 財務諸表という形ではなく、事業として公表して、事業評価という形でさまざまな視点から評価するという意味で271件、人件費に関しては、事業毎の人員から頭割りで算出している。
- ・ 全体財務諸表は、公営企業や独法を並記方式で表示しているが、連結するという動きはないのか。
- 連結により、重複控除等を行ってしまうと税金による負担の実態が表れなくなる恐れがある。連結については、基本的な考え方、範囲をどこまでにするのか、IPSASや各国の状況を見つつ検討を行っている。
- ・ 減損会計の導入予定はあるのか。
- どれだけの事例があるかなどの実証的な検討をおこなっているところである。

○その他

次回は、1月に大阪府からの説明及び意見交換を行う。